

南相馬市復興計画

～心ひとつに 世界に誇る 南相馬の復興を～



平成23年12月

南相馬市

心ひとつに 南相馬の再興を

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の地震と津波を引き起こし、多くの市民の尊い生命を奪うとともに、沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。さらには大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故も加わり、住民の避難や商工業事業者の閉鎖や撤退など、一時は本市の存続さえも危ぶまれる深刻な状況に陥りました。



しかし、震災発生直後から国内はもとより海外からも言葉に言い尽くせない心温まる多くの励ましやご支援をいただき、本市の復興に向けて大きな力をいただいたものと、改めて感謝申し上げます。

この復興計画は、今回の大震災や世界的に例のない原子力災害を教訓として受け止め、一刻も早く被災者の生活再興や市民が将来に向けて夢と希望を抱き、安心して住み続けることができるまちづくり計画として策定したところです。

計画策定にあたっては、「市民意向調査」や「市民・小中学生の意見募集」を実施し、関係機関や市民団体の代表で組織した「復興市民会議」が中心となって、作り上げてきました。また、「市民説明会」や、「パブリックコメント」などにおいても、たくさんの市民の皆様からご意見を頂戴しました。

南相馬市は二宮尊徳翁ゆかりの地であり、「報徳仕法」が広く地域に根づいています。今回の被災を乗り越え、更なる発展を成し遂げるためには、「報徳精神」の「自助」「互助」「公助」の理念に基づき、行政と市民がそれぞれ役割分担をしながら、連携・協働して復旧・復興を進めていくことが重要であります。震災・原子力災害からの復興は放射性物質の除染をはじめ、たくさんの課題がありますが、本計画の「心ひとつに 世界に誇る 南相馬の再興を」のスローガンのもと、多くの市民が帰還し、原子力災害を克服して、安全・安心の南相馬市になるように行政・市民が一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

震災からの復興には、多くの時間と経費、そして大きなエネルギーが必要となります。今回の震災という逆境を飛躍に変え、この計画の目標年次には市民全員が復興したという実感が持てるよう全力で推進して参ります。

最後に本計画の策定にあたられた「復興市民会議委員」並びに「復興有識者会議委員」各位をはじめ、ご協力をいただいた関係機関に対して心から、お礼を申し上げますとともに、引き続き、本市の本格的な復興に向け、国・県をはじめ関係各位のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成23年12月

福島県南相馬市長

桜井勝延

～ 目 次 ～

第1章 復興計画の策定方針	1
1-1 策定の趣旨	1
1-2 基本的視点	2
1-3 復興計画の構成・策定の流れ	3
1-4 計画期間	4
1-5 将来人口の想定	4
第2章 南相馬市の復興へ向けた課題	5
2-1 復興計画の基本的な考え方	5
2-2 復興の段階に応じた取り組み課題	6
第3章 復興の基本理念	9
3-1 スローガン	9
3-2 基本方針	10
3-3 主要施策	11
第4章 土地利用方針	13
4-1 土地利用の基本的な考え方	13
4-2 津波に強い都市基盤整備	13
4-3 土地利用ゾーニング	14
4-4 将来都市構造	19
第5章 分野別施策	20
施策の体系	21
主要施策1 緊急的対応	23
主要施策2 市民生活復興	29
主要施策3 経済復興	33
主要施策4 防災まちづくり	37
主要施策5 人づくり・子育て環境の充実	39
主要施策6 原子力災害の克服	43
第6章 復興計画の推進	46
資料編	47
□東日本大震災による被災状況	47
□東日本大震災による被災概況図	48
□復興計画策定経過	49
□南相馬市復興計画策定体制	51
□南相馬市災害復興推進本部会議名簿	51
□南相馬市復興市民会議委員名簿	52
□南相馬市復興有識者会議委員名簿	53
□事務局名簿	53
□南相馬市復興市民会議設置要綱	54
□市民意向調査結果	56
□広報紙市民意見募集結果	59
□子どもからの意見募集結果	62
□南相馬市復興シンポジウム開催概要	63

第 1 章 復興計画の策定方針

第1章 復興計画の策定方針

1-1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の地震と津波により、かけがえのない尊い生命と財産、これまで築き上げてきた歴史的・文化的財産、地場産業、住宅、交通網など地域の社会的機能が壊滅的な被害を被りました。

また、未だ収束に至らない原子力災害、さらにはそれに伴う風評被害により、住民の避難、小中学校の活動制限、農作物の作付け制限、商工業事業所の閉鎖・撤退、雇用者の解雇・流出など地域住民の生活不安や地域産業の衰退など、深刻な状況に陥っています。

今回の大震災や世界的に例のない原子力災害を教訓として受け止め、一刻も早く避難所生活や仮設住居を解消し、被災者の生活再興を図るとともに、被災地域の復興はもとより、地域産業の再生と発展を目指し、原子力災害を克服して市民が安心して暮らし、働くことができるまちづくりに全力をあげて取り組む必要があります。

これからの復興への道のりは課題が山積していますが、将来に向けて希望と夢と安心して住み続けることのできる新しい本市の復興ビジョンを示すとともに、震災前から抱えていた種々の地域課題もふまえて、震災からの復旧を果たし、更なる地域の発展も図るため、南相馬市総合計画との整合を図りながら、南相馬市復興計画を策定します。

1-2 基本的視点

本市を取り巻く課題・問題の中で、この被災から立ち直り、更なる発展を成し遂げていくため、4つの視点に立って計画づくりを進めます。

(1) 市民の生活を再興する計画づくり

今回の東日本大震災において本市の海岸部は津波により壊滅的な被害を受け、加えて未だ収束が見えない福島第一原子力発電所の事故により、多くの市民が市外・県外に避難していることから、都市基盤や住宅再建支援などハード面での復旧のほか、被災者の生活再興のための教育・保健・医療・介護・福祉サービスの回復など総合的な支援を図ります。

(2) 新たな発想による経済復興に向けた計画づくり

今回の地震及び津波に原発事故も加わり、本市の基幹産業である農業をはじめ農林水産、商工業事業所等は、休業・廃業、市外への事業所移転、雇用者の解雇・流出等甚大かつ深刻な状況にあります。また原発事故という過去に例の無い環境災害（土壌汚染など）の状況もあり、土地利用や産業構造の見直しなど新たな発想による「経済復興」を目指します。

(3) 創造的な復興モデルとなる安全・安心なまちづくり

今回の大震災と原発事故を乗り越えるために、これまで以上に災害に強い強固な都市基盤整備と放射性物質による汚染を克服したまちづくりを進めるとともに、人口減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生など現代社会を取り巻く諸課題に対応した創造的な復興モデルとなる安全・安心なまちづくりを目指します。

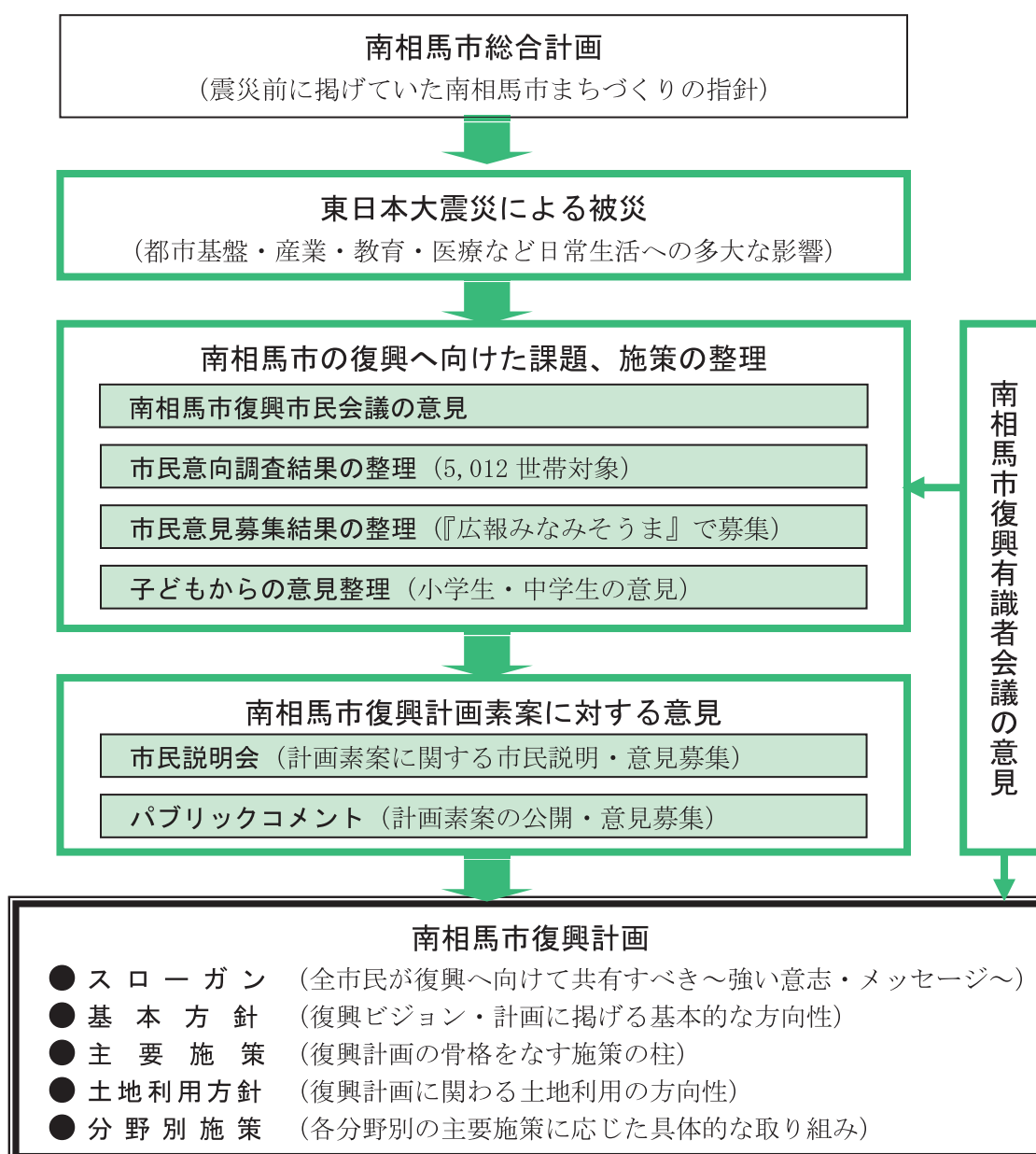
(4) 市内外のあらゆる英知を結集し、市民が主役となる復興

今回の大震災を契機に、これまで以上に市民同士の結びつきを強め、本市に歴史的に根づいている報徳精神の「自助」「互助」「公助」の理念に基づき、市内外のあらゆる人の英知を結集し、市民（市民、事業者、各種団体）が主役となって、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら連携・協働して効果的な復旧・復興に取り組むこととします。

1-3 復興計画の構成・策定の流れ

復興計画は、本市の復興へ向けて、被災からの早期復旧・復興を目指す「基本理念」及び「主要施策」を示すとともに、復興にかかる具体的な取り組み、土地利用方針等を明示します。

また、本計画策定にあたっては、市民参画のもとで様々な意見・要望をふまえるとともに、復興市民会議及び有識者会議での意見交換を図り、とりまとめを行いました。

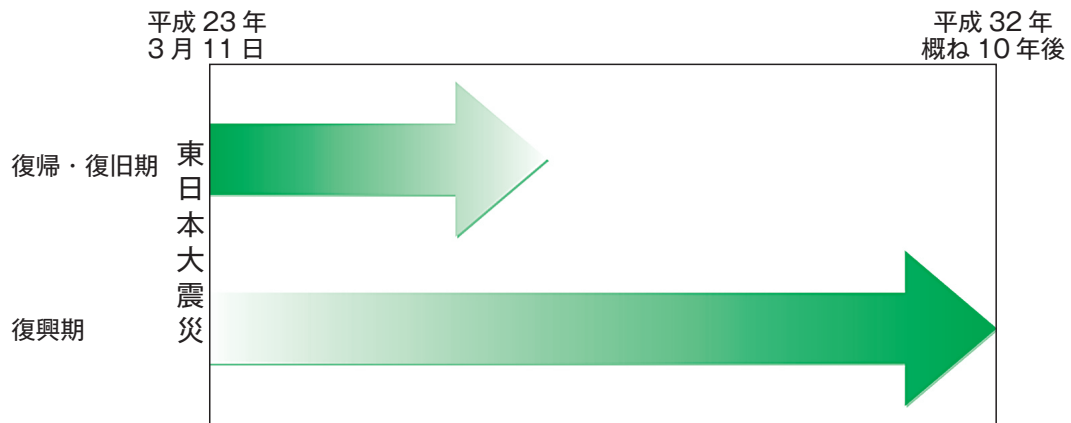


1-4 計画期間

計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの概ね 10 年間とします。

復興を達成するまでの 10 年間で、「復帰・復旧期（概ね 1～3 年）」と「復興期」のステップに分け、段階に応じた施策や事業を展開していきます。

原子力災害により、居住していた地域に戻れない市民もいることから、地域の事情を充分勘案して、復興に向けた対応を推進します。なお、原発事故の収束が見えないことから、今後の原子力災害の情勢を見据えながら見直しを行います。



1-5 将来人口の想定

本市の人口は、少子・高齢化の進展に伴い、人口減少が進むと考えられ、加えて、今回の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により多くの市民が市外へ避難している状況であり、今後も原発事故の早期収束、放射線量の低減化が進まなければ、状況は大きく変わらないと考えられます。

このような状況の中、本市は、相双地方の中核都市として、一刻も早く再生し、吸引力を持ったまちづくりによる復興を成し遂げる必要があります。

そのため、まずはすべての市民が戻れるような環境整備に努め、さらには、本市の特性を生かした様々な施策を展開することにより、計画期間である 10 年後（平成 32 年度）には、震災前の予測人口 6 万 2 千人よりも増加させることを目指します。

第2章 南相馬市の復興へ向けた課題

第2章 南相馬市の復興へ向けた課題

2-1 復興計画の基本的な考え方

復興計画の策定にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりです。

○計画づくりについて

- ・本市が抱える特徴的な被災状況をふまえた計画づくり
- ・本市3区の実情を捉えた計画づくり
- ・市民が一体となり、心をひとつにする計画づくり
- ・市民が主役となる市民参加による計画づくり
- ・市民が戻ってきたいと思える計画づくり
- ・逆境を飛躍に変える計画づくり
- ・本市の強みを生かす計画づくり
- ・策定スケジュールを勘案し、目標年次に向けた具体的な計画づくり
- ・議論を重ねて計画を策定

○計画内容について

- ・災害の特徴をふまえた現状分析の明確化
- ・復旧と復興の目標設定・役割分担の明確化
- ・全市民の不安を解消する生活復旧（緊急的対応）を明示
- ・原子力災害の不安除去とその対策の明示
- ・全てに優先されるのは安全・安心な環境整備（除染）
- ・市民が積極的に参加できる取り組み
- ・人づくり・教育・伝統文化による地域復興
- ・地元若手の参画、学識者による個別・具体的な検討の実施
- ・行政の横断的かつスピード感ある対応

2-2 復興の段階に応じた取り組み課題

本市を取り巻く状況をふまえて、「緊急的な取り組み課題」と「復旧・復興へ向けた取り組み課題」の2つの復興段階に分けて、課題を整理します。

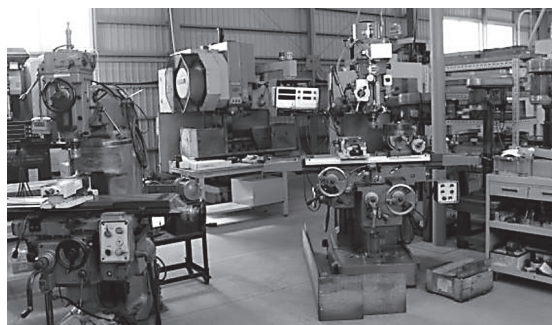
【生活再建】

●緊急的な取り組み課題	●復旧・復興へ向けた取り組み課題
住宅や宅地への再建支援 市民が抱える不安対策 環境整備・生活に関する情報提供 避難生活者の移手段の確保 地区の絆を重んじる生活復興 医療、老人介護施設の早期再開・充実 医療関係スタッフの確保 公共施設(図書館等)の開館 地域コミュニティ(絆)の再建	市民生活サービスの向上 高齢者にやさしい住宅整備 地域の伝統・資源を生かした復興 市民に愛着あるシンボルの復旧 鎮魂碑、慰霊碑の建立 復興フェスティバル開催



【経済復興】

●緊急的な取り組み課題	●復旧・復興へ向けた取り組み課題
地域経済と雇用の確保 風評被害を克服する産業の復興 事業所の再開 農業再生・漁港施設復旧 農業の組織化等再編成	商店街・商業の活性化 観光産業の活性化 経済復興を地域で支える仕組みづくり 特区活用 自然再生エネルギー、原子力研究施設など新産業の創出 企業、研究者の誘致 物流拠点の形成



【都市基盤整備】

●緊急的な取り組み課題

被災集落の安全な土地への集団移転
 迅速に避難できる避難場所や避難路整備
 居住可能地で早急な宅地整備
 コミュニティに配慮した仮設住宅建設
 建物危険度調査の実施
 放射性物質を含む瓦れき撤去
 新たな都市計画・土地利用による復旧
 被害地区の構造物建築制限
 常磐自動車道、鉄道等の早期復旧
 沿岸道路の高盛土化
 バス路線等の交通手段確保
 排水路の整備

●復旧・復興へ向けた取り組み課題

段階的な海岸堤防の整備
 広域道路網の整備
 メモリアルパーク・レジャー施設整備
 海岸の再生
 街なか居住の推進
 街なか交流の場づくり
 人口減少社会で豊かに暮らせるまちづくり



【原子力・防災対策】

●緊急的な取り組み課題

原発事故の収束、放射線汚染の防止
 放射線モニタリングの詳細把握と情報提供
 放射性物質による汚染土壌の除染
 堤防・防波堤による大津波対策
 緊急時避難準備区域解除に伴う事前対策
 防災情報連絡体制の充実
 行政の危機対応能力の強化

●復旧・復興へ向けた取り組み課題

避難、情報提供などソフト面での減災対策
 あらゆる災害に対応できるまちづくり
 調査研究機関の誘致
 自然循環型社会の構築
 医療の視点からの放射線研究
 原子力災害対策を世界のモデルに



【教育・子育て環境再興】

●緊急的な取り組み課題

安全安心な教育環境の確保
 子どものメンタルケア
 遠距離通学児童・生徒への対応

●復旧・復興へ向けた取り組み課題

震災を伝える教育
 原子力や新エネルギー分野の高等教育機関
 誘致
 子育てしやすいまちづくり



【その他】

●緊急的な取り組み課題

行政の横断的でスピーディな対応

●復旧・復興へ向けた取り組み課題

国の負担・助成
 市復興債発行による独自財源の確保
 民間活力によるインフラ整備促進
 南相馬伝統行事の継続
 市税確保の検討
 復興に関する国・県・市の連携
 地方公共団体同士の広域連携



第3章 復興の基本理念

第3章 復興の基本理念

3-1 スローガン

全市民が共有し、復興に向けた強い意思を示すメッセージをスローガンとします。

スローガン

全市民が復興へ向けて共有すべき～強い意志・メッセージ～

心ひとつに 世界に誇る 南相馬の復興を

市民がひとつになって元気と笑顔を取り戻し、

未来を拓く子どもたちが郷土を愛し夢と希望を抱く、

新たな価値を創造する世界に誇れる南相馬の実現



3-2 基本方針

市民が復興の主役となって本市の再生に取り組むための、3つの基本方針を示します。

基本方針	
スローガンをふまえた復興計画の基本的な方向性	
基本方針 1	すべての市民が帰郷し 地域の絆で結ばれたまちの再生 被災で避難している市民が地元に戻り、それまで育まれてきた絆（地域コミュニティ）の中で市民一人ひとりの生活基盤を再建します。
基本方針 2	逆境を飛躍に変える 創造と活力ある経済復興 震災により甚大な被害を受けたが、この逆境に負けずに、地元産業の再生ひいては新たな活力を創造する経済の復興を目指します。
基本方針 3	原子力災害を克服し 世界に発信する安全・安心のまちづくり 地震、津波、原子力災害を受け、原子力に依存しない安全・安心のまちづくりを推進するため、あらゆる英知を結集し、市民が主役となる南相馬の復興を世界に発信します。

3-3 主要施策

本市の復興を進めるための主要施策は、「緊急的対応」「市民生活復興」「経済復興」「防災まちづくり」「人づくり・子育て環境の充実」「原子力災害の克服」の6つで構成します。

主要施策1 緊急的対応

○放射性物質による汚染対策

- ・ モニタリングの充実や正確な情報開示を行うとともに、除染計画の策定・推進、市民の健康調査等を実施することにより、汚染への不安の払拭を図ります。

○市民生活の応急的復旧

- ・ 市民生活にとって必要不可欠な住居、医療、福祉、雇用、教育などについて、応急的措置を講じるとともに、正確な情報提供を迅速に行いながら、インフラ、学校等各種施設の復旧に取り組み、市民の生活再建を支援します。

主要施策2 市民生活復興

○すべての市民が安心して暮らすことができるまちの再生

- ・ 子どもから高齢者まで、すべての市民が安全で安心な環境の下で、健康でいきいきと暮らすことのできるまちをつくります。

○コミュニティ、地域の絆の復活

- ・ 市外に避難され、離ればなれになった市民や、仮設住宅等に居住する市民のコミュニティを確保するとともに、伝統文化の継承などにより、地域の絆をより深め、住みよいまちをつくります。

主要施策3 経済復興

○産業の再生

- ・ 雇用を確保し、市民生活を安定させるため、一刻も早く産業復旧を果たすとともに、地域経済復興を図ります。

○新たな産業の創出

- ・ 地域特性と地域資源を生かした新たな産業を興すことで、地域活力を取り戻します。

主要施策4 防災まちづくり

○災害に強いまちの創造

- ・ 甚大な被害をもたらした今回の災害を教訓として、ハード・ソフト両面にわたる災害対策の充実を図り、安全・安心のまちをつくります。

主要施策5 人づくり・子育て環境の充実

○未来を拓く子どもの育成・世代を超えた人づくり

- ・ 次代を担う子どもたちが、将来への希望に輝き、豊かな自然の中で、健康ではつらつと育つことのできる環境を取り戻します。また、被災したことにより命の尊さやふるさとの大切さを学ぶとともに、困難に立ち向う強さをあわせ持った子どもたちを育みます。
- ・ これからの復興を担う若者を含む市民が、自らの知識と能力を発揮するとともに、やさしさや思いやりを持った地域のリーダーとして活躍できるよう育成を図ります。

○子育てしやすい環境の整備

- ・ 安全・安心の環境の下で、子育て支援策を充実させるとともに、地域と家庭と学校等が協働して子育てに取り組めます。

主要施策6 原子力災害の克服

○放射性物質による汚染への対応

- ・ 放射性物質による汚染への対策として除染を確実に実施することにより、すべての市民が地域に戻り、安心して暮らせる環境を整えるとともに、放射線被ばくによる市民の健康不安を解消するための研究・医療に積極的に取り組みます。

○「復興モデル」の世界発信

- ・ 「脱原発」の考えの下、あらゆる英知を結集して原子力災害を克服するとともに、原子力から再生可能エネルギーへの転換やその拠点づくり、省エネルギー政策の推進など環境との共生を目指し、南相馬ならではの創造的「復興モデル」を世界に発信します。

第 4 章 土地利用方針

第4章 土地利用方針

4-1 土地利用の基本的な考え方

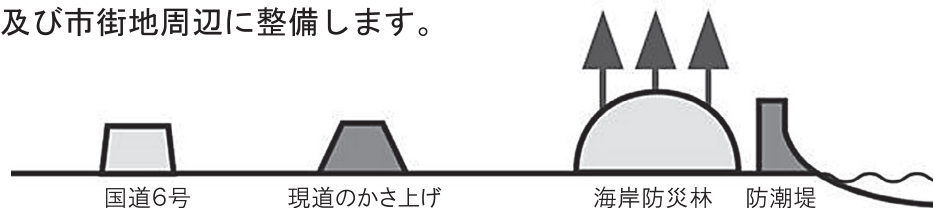
復興ビジョンをふまえて、土地利用の基本的な考え方を示します。

- 津波被害から人命を守ることを第一に考え、防潮堤・海岸防災林等の多重防潮機能による適切な防災・減災対策を講じます。
- 津波被害を受けた住宅地の移転は、安全な高台や市街地周辺および市街地内に確保し、「誰もが暮らしやすく快適なまち」を目指します。
- 津波被害を受けた農地については、農用地として再生する一方、農地以外として海岸防災林や再生可能エネルギー基地、工業団地として利活用を図ります。
- 福島第一原子力発電所事故をきっかけに、原子力発電に依存しない再生可能エネルギーによりエネルギーの地産地消と安全・安心なまちづくり、新たな産業振興を促す機能の導入を目指します。
- 市民が親しみを持つ海岸風景の再生、市民憩いの場としてのレクリエーション施設等の整備を行い、自然と共生した環境の創造を目指します。

4-2 津波に強い都市基盤整備

東日本大震災の津波被害を教訓として、減災を図る多重防潮機能を整備します。すべての人命を守ることを前提とし、主に海岸保全施設で対応する津波レベルはもとより、今回のような津波レベルも想定し、海岸保全施設のみならず、まちづくり（都市基盤整備）と避難計画を合わせて対応する津波に強い都市基盤を整備します。

- 防潮堤を震災前の現状からかさ上げし再整備します。
- 防潮堤の内陸部に対する津波の勢いを減衰させるため、海岸防災林(幅200m程度)を整備します。
- 河川堤防についても、防潮堤のかさ上げに合わせて、堤防高をかさ上げし、河川幅についても再検討を加えて再整備します。
- 主要地方道原町・海老・相馬線、県道北泉・小高線、県道広野・小高線などのかさ上げ等を検討し、減災機能を向上させます。
- 津波被害で家屋が全壊した地域を危険区域に指定するとともに、住宅地は、高台及び市街地周辺に整備します。



① 集団移転候補地ゾーン

集団移転候補地ゾーンは、被災者の意向をふまえ、従来住んでいた土地のコミュニティの維持が図れるよう考慮するとともに、従前居住地に近い安全な高台、市街地周辺部及び市街地内に配置します。

また、人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、公営住宅の既存ストックの活用や災害公営住宅、未利用地を活用した住宅地の整備を行い、市街地への移転を誘導します。

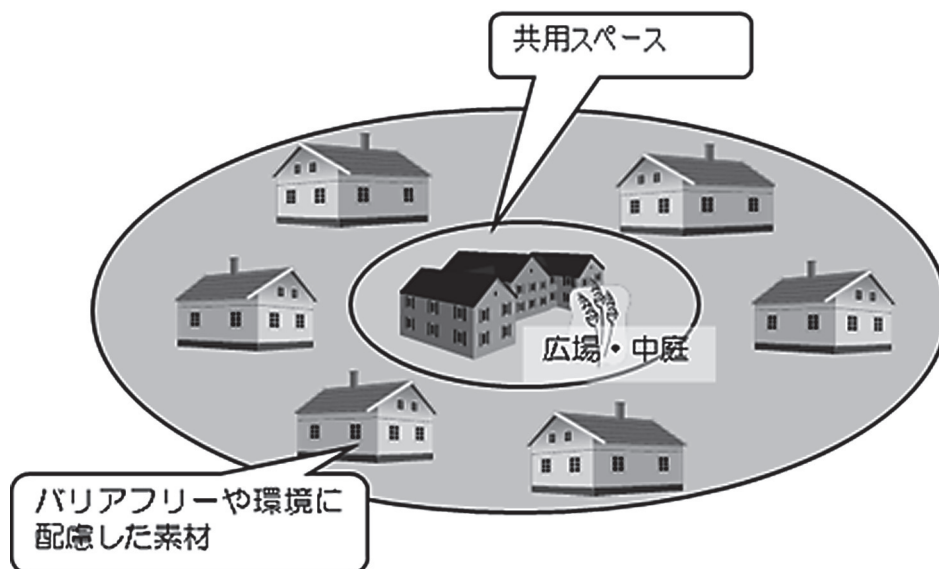


図. 集団移転候補地ゾーンのイメージ

② 緩衝緑地ゾーン

緩衝緑地ゾーンは、海岸沿いに配置し、主に防風及び防潮機能を有する緑地（海岸防災林）の整備を行います。海岸防災林は、通常時は防風林、防砂林としての機能を有するほか、地域の憩いの場として活用します。津波災害時は、津波のエネルギーを減少させるとともに、津波到達時間を遅らせる効果が期待できます。

瓦れき等で高盛土し、本来その土地に生育する樹木を選定し、地域景観に調和する植樹を行い、地域に根ざす緑の防災機能を確保します。

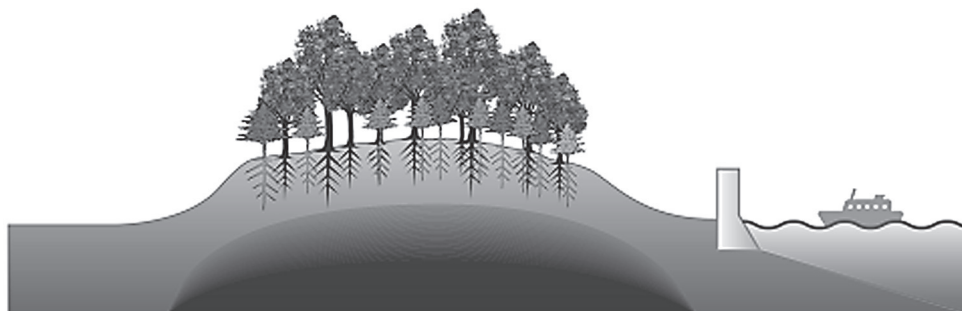


図. 緩衝緑地(海岸防災林)ゾーンのイメージ

③ 農業再生ゾーン

農業再生ゾーンは、津波被害地の農地を再利用するエリアに設定し、大規模農業やEDEN計画などの新たな利用形態を図っていくものとします。また、被災地権者等の意見をふまえ、農地に利用する一方、農地以外の再生可能エネルギー基地に利用します。

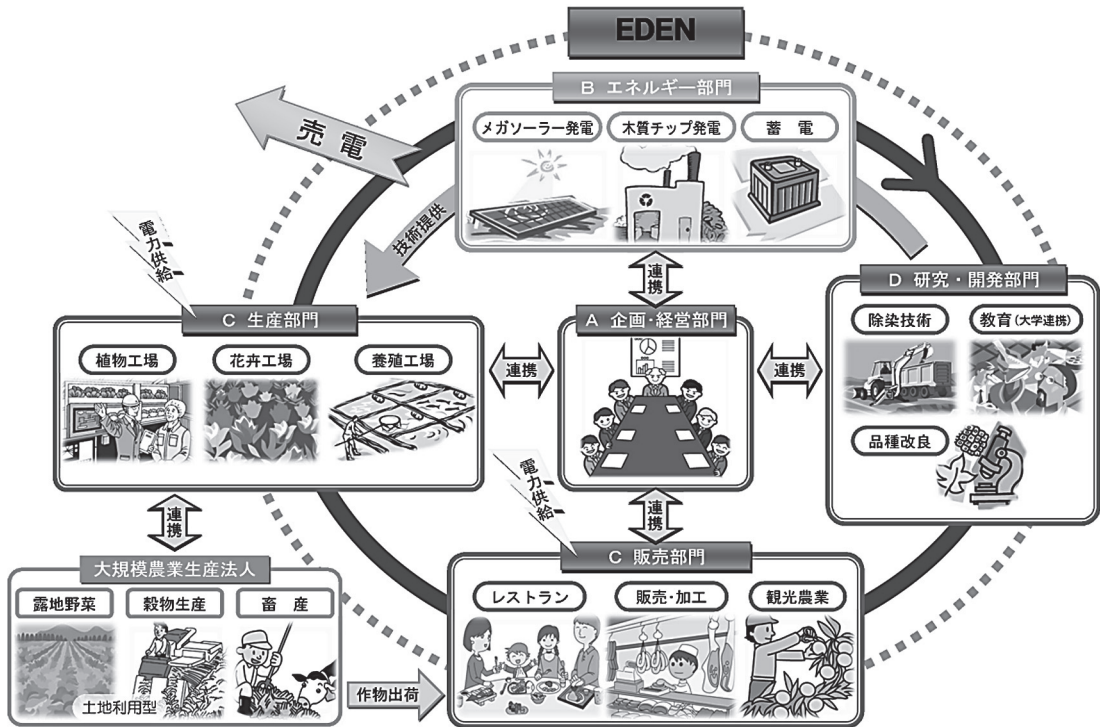


図. 農業再生ゾーンのイメージ

④ 漁港再生ゾーン

漁港再生ゾーンは、既存の真野川漁港の再生を図るエリアとして設定し、漁業の振興を図るとともに地域の活性化、沿岸漁業の真の安定確保を図るため、安全で効率的な施設機能を確認した漁港として整備します。



「南相馬市 真野川漁港」(震災前)

図. 漁港再生ゾーンのイメージ

⑤ 工業団地ゾーン

工業団地ゾーンは、既存の工業団地、工業集積地などを設定し、生産性の向上、機能充実に努めます。また、今後の常磐自動車道の供用を見込んで、流通工業団地の配置を、インターチェンジ周辺や交通アクセスのよい位置に設定します。

工業団地は、深野・小池地区、津波被害を受けた沿岸部に整備します。大甕苗畑用地は、放射能研究施設、産業分野の研究・研修施設等として利用します。



図. 工業団地ゾーンのイメージ

注) 整備する工業団地のイメージを示すもので市内の場所を想定し作成したものではない。

⑥ 再生可能エネルギーゾーン

再生可能エネルギーゾーンは、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、エネルギー転換を目指し、風力、太陽光、バイオマス発電など、再生可能エネルギー基地を整備し、エネルギーを地産地消できる環境づくりを推進します。

津波により被害を受けた農地や山間部の未利用地等を利用し、再生可能エネルギーゾーンとして整備します。

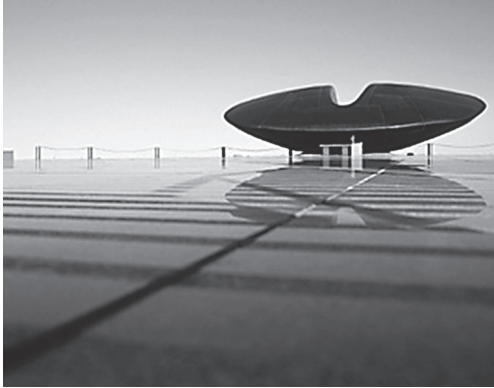


図. 再生可能エネルギーゾーンのイメージ

⑦ 公園緑地ゾーン

公園緑地ゾーンは、既存の公園やレクリエーション施設を設定して、自然環境と共生する市民の憩いの場としての機能充実を図ります。

村上海水浴場、北泉海浜総合公園、右田浜海水浴場は、海水浴場を有する施設として整備します。また、北泉海浜総合公園は、震災の傷跡、教訓を後世に残し、防災意識の向上を図るため、震災メモリアルパークとして整備します。牛島パークゴルフ場については、市民に親しまれる公園として再整備します。



「奥尻島 時空翔」
北海道南西沖地震で犠牲となった方の慰霊碑。
中央のくぼみは震源となった南西沖を向き、震災
のあった7月12日にくぼみに太陽が沈む。



「南相馬市 牛島パークゴルフ場」(震災前)
子供からお年寄りまで世代を超えて楽しめるレクリエー
ション施設として再整備する。

図. 公園緑地ゾーンのイメージ

[ゾーン間のネットワーク]

7つのゾーンについては、防災面及び日常生活面等における移動円滑化を配慮するとともに、市民のレクリエーション活動や市外来訪者の観光利用も想定した、市内全域を対象とした回遊性を高める動線軸を構成します。

(例：緩衝緑地ゾーンと公園緑地ゾーンにおけるサイクリングロードなど)

4-4 将来都市構造

土地利用の基本的な考え方及びゾーニング等をふまえた、将来都市構造を示します。

【国道6号以西】

既存市街地を生かしつつ、常磐自動車道の早期開通と合わせて、工業団地誘致や、国道道と連携した道路ネットワーク強化を図るため、ICやスマートICからのアクセス道路の整備、八木沢トンネルの早期実現を図ります。

【国道6号以东】

海岸部は防潮堤に加え、緩衝緑地ゾーン、公園緑地ゾーンに位置づけ、真野川漁港再生のほか、北泉海浜公園など公園整備を図ります。また、内陸側には農業再生や再生可能エネルギーなど、新産業の導入を促進します。

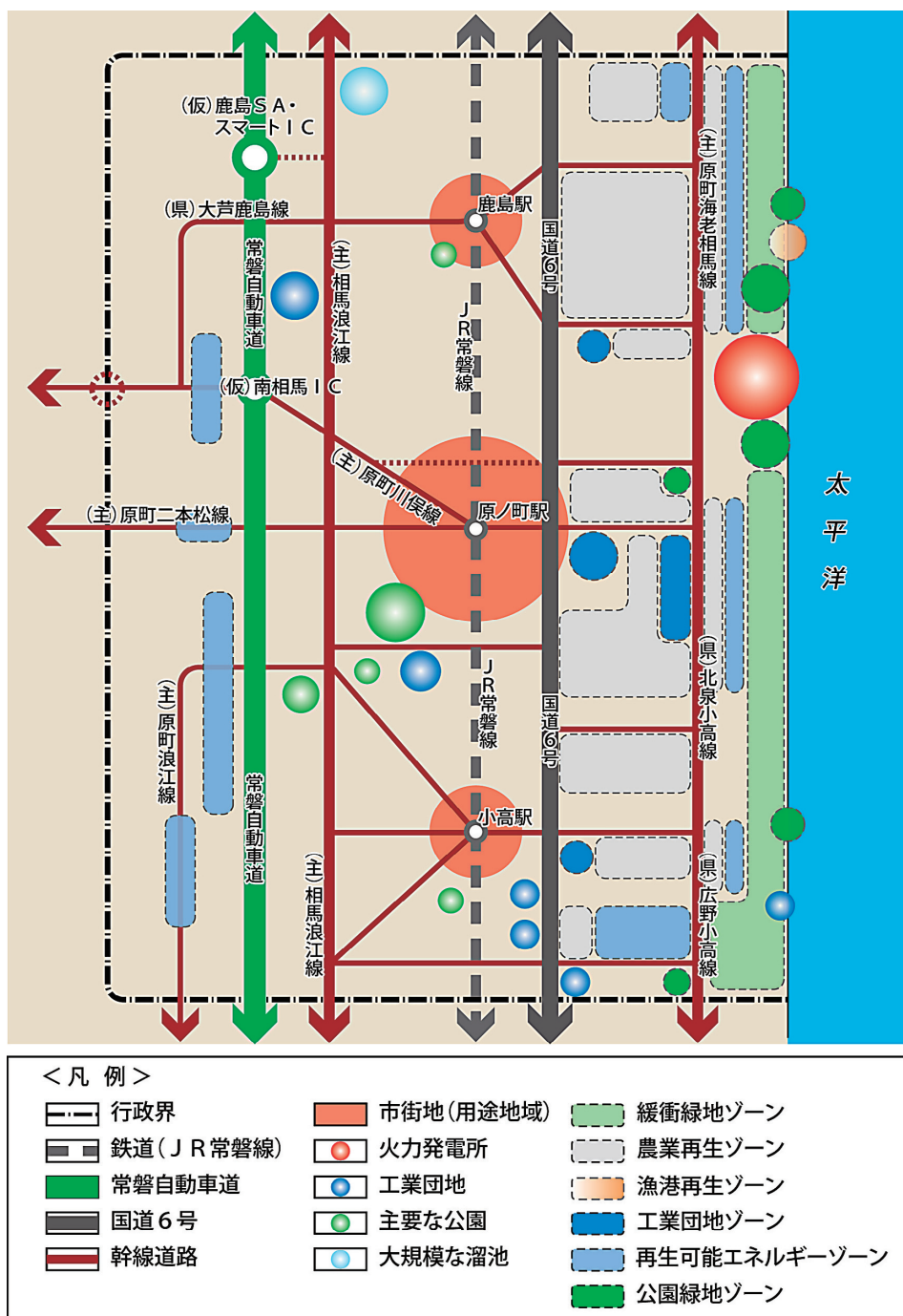


図. 将来都市構造図

第 5 章 分野別施策

第5章 分野別施策

本市は、「第3章 復興の基本理念」に掲げた「スローガン」及び「基本方針」の実現へ向けて、「主要施策」6項目をふまえて、分野別の施策を「基本施策」及び「施策」として体系化し、効率的かつ効果的に事業の推進を図ります。

○主要施策

本市における被災からの早期復旧・復興へ向けた、取り組みの骨格をなす施策の柱となるもの。

○基本施策

主要施策に掲げる施策の柱に沿って、様々な取り組みを具体的に進めるため施策の方向性を示すもの。

○施策

基本施策を具体的な形で実施する内容を示すもの。

施策の体系

主要施策1 緊急的対応

基本施策1-1 放射性物質による汚染対策

- 環境放射線モニタリングと放射線に関する情報提供
- 除染対策
- 農作物等の放射線量測定と情報開示
- 放射線被ばく調査の実施

基本施策1-2 市民生活の緊急的復旧

- 災害廃棄物対策
- 医療、福祉、保健の確保
- 応急仮設住宅等住環境の確保
- 生活資金の支援
- 情報の迅速な提供
- 防犯・治安対策
- 賠償、補償金の早期支払いに向けた支援
- 事業所再開支援
- 雇用確保
- インフラの復旧・応急処置
- 公共施設の再開
- 教育環境の確保
- 被災した子どもたちへの支援
- 相談体制の充実

主要施策2 市民生活復興

基本施策2-1 すべての市民が安心して暮らす ことができるまちの再生

- 市民の健康管理対策
- 情報の迅速な提供
- 防犯・治安対策
- 賠償、補償金の早期支払いに向けた支援
- 医療、福祉、保健支援体制の整備
- 住宅再建の支援
- 復興住宅の整備

基本施策2-2 コミュニティ、地域の絆の復活

- 帰還後のコミュニティの再生
- にぎわいづくり

主要施策3 経済復興

基本施策3-1 産業の再生

- 農林水産業への支援
- 地域に根ざしている事業所等への復興支援
- 街なか活性化
- 観光産業の復興支援
- 雇用創出・確保
- 特区制度を活用した復興支援

基本施策3-2 新たな産業の創出

- 工業基盤整備推進
- 新産業創出
- 既存産業の強みを生かした新たな産業創出
- 安定経営を目指した複合経営の促進(EDEN計画)

主要施策4 防災まちづくり

基本施策4-1 災害に強いまちの創造

- 災害に強い都市基盤の整備
- まちの耐震化
- 防災基盤の整備
- 交通インフラの整備
- 防災計画の見直し
- 地域防災力の強化

主要施策5 人づくり・子育て 環境の充実

基本施策5-1 未来を拓く子どもの育成・ 世代を超えた人づくり

- 被災した子どもたちの支援
- 地域全体で青少年の育成を支える体制づくり
- 被災した郷土への愛着や命の尊さを学び、困難を克服し、復興を担う力を備えた人づくり
- 災害の教訓から学び、災害時の行動や平時の備えなど災害教育の実施
- 芸術、文化、スポーツ交流による人づくり
- 地域若手産業人材育成機能の強化
- テクノアカデミー浜の職業能力開発課程の強化と充実

基本施策5-2 子育てしやすい環境の整備

- 相談体制の充実
- 保育サービスや施設の充実
- 地域と家庭と学校等が連携して進める子育て環境の充実

主要施策6 原子力災害の克服

基本施策6-1 放射性物質による汚染への対応

- 放射性物質に関する対策
- 市民の健康管理対策
- 放射線被ばく検査機能の充実
- 食品等放射線測定所の設置

基本施策6-2 「復興モデル」の世界発信

- 放射線被ばく調査研究の推進
- 省エネ運動の推進
- 再生可能エネルギーの各家庭、企業への普及
- 環境未来都市構想の推進